



文化庁
令和2年度戦略的芸術文化創造推進事業
「文化芸術収益力強化事業」

劇場・音楽堂等コンテンツ配信ポータルサイト
「公文協シアターアーカイブス」
パイロット公演動画配信事業
(略称：公文協パイロット動画配信事業)
に関する公募事業

公募要項
令和2年10月23日版

公募開始： 令和2年10月23日（金）
エントリー（参加意思表示）期限： 令和2年10月30日（金）18時
応募書類提出期限： 令和2年11月9日（月）18時

■お問合せ先及び提出先

公益社団法人全国公立文化施設協会「文化芸術収益力強化事業」公募事務局

〒104-0061 東京都中央区銀座2-10-18

URL : <https://www.zenkoubun.jp/>

Eメール : koubo@zenkoubun.jp

目次

目次	1
本公募事業で使われる用語の定義	3
I. 事業概要	5
1. 事業名	5
2. 趣旨	5
3. 主な取組	5
動画配信ポータルサイト「公文協シアターアーカイブス」の開設・運用	5
パイロット公演の公募・選定・実施	5
1) 動画配信ポータルサイト「公文協シアターアーカイブス」の開設・運用	6
2) パイロット公演の公募・選定・実施	6
II. 公募対象事業	7
1. 対象事業者	7
2. 対象分野	7
3. 事業期間、事業規模、採択予定件数	7
4. 対象事業	8
(1) 対象となる動画コンテンツ	8
(2) 1団体あたりの応募可能数	8
(3) 経費負担	8
(4) 有料配信	9
(5) ライブ配信	9
(6) 実施における留意点	9
5. 納品	9
6. 事務局によるサポートオプション（希望する団体のみ）	10
III. 応募手続	11
1. エントリー（参加意思表示）方法	11
2. 応募書類提出	11
3. 誓約書について	11
4. 提出方法	12
5. 応募期限	12
6. 公募期間中の質問・相談等	12
7. その他	12
IV. 審査	13
1. 審査方法	13
2. 評価方法	13
3. 採択案件の決定及び応募内容等の変更	13
決定の方法	13
応募内容等の変更	13
4. 評価項目	13

事業内容に関する評価	13
事業の実施体制に関する評価	14
5. 評価基準	14
6. 選定結果の通知	14
VI. 事業の実施	15
1. 公募から事業完了までのスケジュール（予定）	15
2. エントリーから対象経費の支払いまでの流れ	16
3. 契約締結に関する取り決め	17
契約額の決定方法について	17
VII. 経費	18
1. 企画提案書に計上できる経費	18
2. 対象経費の留意事項	19
3. 対象経費の精算及び支払いについて	19
「文化芸術収益力強化事業」とは	19

本公募事業で使われる用語の定義

本事業	文化庁令和2年度戦略的芸術文化創造推進事業「文化芸術収益力強化事業」
本公募事業	劇場・音楽堂等コンテンツ配信ポータルサイト「公文協シアターアーカイブス」パイロット公演動画配信事業（略称：公文協パイロット動画配信事業）
公文協	公益社団法人 全国公立文化施設協会の略称
応募者	この公募に応募した団体のこと
公募事業者（採択者）	採択され、事業を実施する団体のこと
事務局	公益社団法人全国公立文化施設協会 「文化芸術収益力強化事業」公募事務局 〒104-0061 東京都中央区銀座2-10-18 URL：https://www.zenkoubun.jp/ Eメール：koubo@zenkoubun.jp
公文協シアターアーカイブス	公文協が新たに開設する劇場・音楽堂等の動画配信ポータルサイトのこと
対象経費	採択された事業を実施するための業務のうち支払対象となる経費で、業務開始から業務完了までに発生し支払をした経費のみが支払対象です。
応募・申請	本公募事業に申し込むこと
エントリー（参加意思表示）	参加意思を所定の方法によりエントリー（申込み）すること ※この申込みをしないと、本事業への応募・申請ができません。
企画提案書	様式1～3の応募書類のこと（団体概要、事業計画書、経費内訳書）
応募書類	公募要項Ⅲの2.応募（9頁）に記載の書類一式
ライブ配信	動画コンテンツを「公文協シアターアーカイブス」等で生配信すること
収録配信	収録済みの動画コンテンツを「公文協シアターアーカイブス」で配信すること
決算資料	直近1期分の財務諸表

誓約書	事務局が定めた形式の誓約書（様式1内）
審査・選定	有識者会議による応募内容の審査に基づき、採択の可否を決定すること
有識者会議	公募事業の審査のほか、事業全体の検証を行うために公募事務局が委嘱した有識者で構成される外部委員会
業務計画書	業務開始から完了までの計画（スケジュール）
契約締結	採択された公募事業者との間で、業務実施に関する契約が締結されること
業務開始	公募事業者が業務を開始すること ※この時点から発生する経費が支払対象です
業務完了	計画どおりに業務を終了し、経費の支払をすべて終えること

I. 事業概要

1. 事業名

文化庁委託事業「文化芸術収益力強化事業」

劇場・音楽堂等コンテンツ配信ポータルサイト「公文協シアターアーカイブス」パイロット公演動画配信事業（略称：公文協パイロット動画配信事業）

2. 趣旨

公益社団法人 全国公立文化施設協会（以下、公文協）が文化庁収益力強化事業の委託を受けて、**公立の劇場・ホールにおいて実施される**舞台芸術公演等を動画配信及び記録保存するために**新たに開設するポータルサイト「公文協シアターアーカイブス」を通じ**配信を希望する**劇場及び文化芸術団体**を公募し、**選定した公演等の動画配信を実施**することによって、コロナ禍で鑑賞機会が減少している舞台芸術の振興と収益力強化に寄与することを目的とします。

3. 主な取組

1) 動画配信ポータルサイト「公文協シアターアーカイブス」の開設・運用

全国の劇場・音楽堂等や芸術団体と連携し、主に公立の劇場・音楽堂等において、制作または上演される（上演済含む）多様なジャンルの公演等のライブビューイングや収録公演を配信するポータルサイトを開設します。主に公立の劇場・音楽堂等で上演される舞台芸術作品や関連活動を保存・継承し、将来へ伝えるためのデジタルアーカイブの有用性や効能を検証し、将来への検討に備えます。

「公文協シアターアーカイブス」でできること

- ・舞台芸術公演等の収録済み映像の配信（有料／無料）
- ・舞台芸術公演等のライブ配信（有料／無料）
- ・教育用独自プログラムやバックステージツアー等の配信（有料／無料）
- ・公立の劇場・音楽堂等で実施される舞台芸術の公演や関連する取組のアーカイブ化

2) パイロット公演の公募・選定・実施

「公文協シアターアーカイブス」を活用し、主催公演の動画配信を希望する劇場・音楽堂や芸術団体を公募し、舞台芸術の各分野の優れた公演や取り組みを選定し、パイロット的

に同時配信または収録配信を実施します。

上記2)のパイロット公演の配信にあたり、「公文協シアターアーカイブス」を通じ動画配信を希望する公立の劇場等及び文化芸術団体を募集します。

当事業についての業務分担

	公文協	公募事業者
1) 動画配信ポータルサイト「公文協シアターアーカイブス」の開設・運用	<p>「公文協シアターアーカイブス」の開設と運用に必要な機能の搭載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動画配信機能 ・有料配信・課金機能 ・既収録作品の収集・保存 ・一般ユーザーへの周知・広報・宣伝活動 	
2) パイロット公演の公募・選定・実施	<ul style="list-style-type: none"> ・「公文協シアターアーカイブス」での公開・配信 ・公募事業団体への配信動画制作に係る対象経費の支払い業務 ・公募事業者への動画制作等に関する支援（任意） ・「公文協シアターアーカイブス」での配信に係る広報・宣伝業務 ・配信結果に関する情報収集・調査・効果検証 ・その他、円滑な運営に必要な業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・配信動画の企画制作 ・配信動画の収録、編集 ・配信動画に係る権利理業務 ・配信動画の納品 ・配信動画のプロモーション協力 ・業務にかかる経費の経理処理 ・実施報告書の作成と提出 ・その他、円滑な運営に必要な業務

Ⅱ. 公募対象事業

1. 対象事業者

- 1) 期間内に自ら実施又は既収録の公演等の配信を希望する公立の劇場・音楽堂等を運営する団体
- 2) 原則として公立の劇場・音楽堂等を会場に実施又は既収録の公演等の配信を希望する文化・芸術団体

また、次の各号に掲げる要件を全て満たしていること

- 1) 定款、寄附行為又はこれらに類する規約等を有すること
- 2) 法人等の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
- 3) 自らを経理し、監査する等会計組織を有すること
- 4) 活動の本拠としての事務所を有すること
- 5) 予算決算及び会計令第 70 条の規定（暴力団、破産者等の除外規定）に該当しない者であること

2. 対象分野

音楽、演劇、舞踊、伝統芸能、大衆芸能、その他（上記分野に区分不能の公演等）の公演及びその他の取組

3. 事業期間、事業規模、採択予定件数

事業期間：令和 2 年 10 月 19 日（月）～令和 3 年 3 月 31 日（水）

事業規模：210,000,000円（見込）

採択予定件数：10団体程度

※予算の範囲内で10団体程度を採択。審査により採択件数は変動する可能性があります。

※採択件数は現時点の予定であり増減する場合があります。

※最終的な採択件数は有識者会議の意見を聴取し事務局が決定します。

※予定する採択件数に満たない等の事由により追加で募集を行う場合があります。

4. 対象事業

(1) 対象となる動画コンテンツ

A【必須】

- a. 期間内に新たに実施する上演の収録動画およびライブ配信

B【任意】

- b. 過去に収録した公演等の動画
 c. 舞台裏ツアー、施設紹介動画、演者との交流などの体験コンテンツ（VRの活用を含む）
 d. 教育用独自プログラム動画
 e. 子供、高齢者、障害者対象の取組動画
 f. コロナ感染対策告知等動画
 g. その他取組動画

(2) 1団体あたりの応募可能数

対象となる動画コンテンツ	件数	応募動画総数	有料配信
A【必須】 期間内に新たに実施する上演・収録・配信	1件以上10件以内	A + B = 2件以上10件以内	配信する公演等のうち、最低1つは有料配信として提案することが望ましい。視聴料は応募者で設定してください。
B【任意】 既存収録動画および上演以外の動画コンテンツ	0件以上9件以内		

(3) 経費負担

- 1団体あたり2,100万円（税込）を上限に対象経費を負担

(4) 有料配信

有料配信・無料配信は応募者で選択可能
(有料配信を1件以上提案することが望ましい)

(5) ライブ配信

- ・ライブ配信、収録配信は応募者で選択可能。
ただし「公文協シアターアーカイブス」にてライブ配信の希望がある場合は別途相談の上、最終決定します。
- ・今回の配信にあたっての著作権等権利関係は応募者で処理してください。なお著作権は各関係者に残り、権利者が自らの作品を別途利用することは自由とします。
- ・公募により配信した全動画は原則として「公文協シアターアーカイブス」へ保存に同意いただきます。

(6) 実施における留意点

公演の開催・収録に際しては「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」に則り、十分な感染症対策を実施し、感染拡大防止に留意してください。

5. 納品

配信する動画は、以下の入稿規定に沿って納品してください。

納品形態は、①メディア納品、②ファイル転送サービス納品の2通りがあります。

- ① メディア納品：DVD、BD、USBメモリー、SDカードに動画データを保存して事務局までお送りください。

※ハードディスクでの納品は避けてください。

※お送りいただいた作品素材は、ご返却できませんのであらかじめご了承ください。

- ② ファイル転送サービス納品：公募事務局のEメールへファイル転送サービスのURLとパスワードをお送りください。

※ダウンロードデータに不備がある場合は、メディア納品をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。また、1本の秒数が長い場合は、ファイルを分けてお送りください。推奨データ形式：MP4

6. 事務局によるサポートオプション（希望する団体のみ）

初めての配信動画の制作やライブ配信に取り組む団体でも、事業の実施が可能となるよう、収録業者の紹介や派遣、情報提供等のサポートを行います。その場合の収録費用はあらかじめ対象経費に計上してください。

※別紙「サポートオプション概要」をご確認ください。

- ① 撮影：ホールサイズや機材数を確認の上、ご相談させていただきます。
- ② 光回線手配：ライブ配信する際、ライブ配信用の専用光回線を手配いたします。
（*状況によってはご希望に添えない場合がございますので、予めご了承ください。）
- ③ 既存データの編集：過去に製作した作品の修正や未編集素材の編集作業をいたします。費用は、素材数や完成尺を確認の上、ご相談させていただきます。
- ④ 納品用データ作成：編集済みの動画のデータ変換いたします。
- ⑤ その他、収録・編集・配信に関わる事全般

Ⅲ. 応募手続

1. エントリー（参加意思表示）方法

- 1) 本公募事業に参加を希望する者は下記オンラインフォームよりエントリーしてください。自動返信が届かない場合には問い合わせ先メールアドレスにお問い合わせください。
- 2) エントリー期間：令和2年10月23日（金）～10月30日（金）18時
オンラインフォーム：
<https://ssl.form-mailer.jp/fms/91927499683506>
- 3) 必要項目：団体名、担当者名、担当者連絡先



2. 応募書類提出

以下のURLより企画提案書フォーマットをダウンロードし、必要事項を記入のうえ、期限までに提出してください。

【公文協パイロット動画配信事業ページ URL】

<https://www.zenkoubun.jp/info/2020/koubo.html>

【ダウンロードする企画提案書】

- 様式1：団体概要
- 様式2：事業計画書（総表＋個表）
- 様式3：経費内訳書

【応募書類】

- a. 企画提案書（様式1～3）
- b. 組織概要（要覧、会社案内、定款、寄附行為、規約等）
※但し、ウェブサイトでの記載があれば提出不要
- c. 直近1期分の決算資料
- d. その他必要と思われる補足資料

3. 誓約書について

本公募事業に応募を希望する者は、企画提案書の提出時に、暴力団等に該当しない旨の別添の誓約を行うこと。（様式1内）

4. 提出方法

下記のメールアドレス宛にEメールにて送付してください。

koubo@zenkoubun.jp

※郵送・持参による提出は受け付けておりません。

※件名を [公文協パイロット動画配信事業+応募団体名] とし、必要書類をファイル添付の上締め切りまでに送信してください。

※受信から 2 営業日以内に事務局から受領のメールを送信いたします。事務局から送られる「応募書類受領」のメールをもって提出完了となりますので、返信メールを必ず確認してください。

5. 応募期限

応募期限は、以下のとおりです。応募期限までに事務局が受領したものを有効として取り扱います。

【応募期限：令和2年11月9日（月）18時】

6. 公募期間中の質問・相談等

公募手続きに関する質問は、Eメールで対応します。

受付期間及びお問合せ先は、以下のとおりです。

【受付期間】 令和2年10月23日（金）～令和2年11月9日（月）

【お問合せ先】 公文協「文化芸術収益力強化事業」公募事務局 koubo@zenkoubun.jp

※応募事業者全体に関わる質問はFAQとして公募ウェブサイトに掲載します。

※当該者のみが有利となるような質問等については回答できません。

7. その他

提出された書類、データ一式は、原則として返却しません。

IV. 審査

1. 審査方法

- 1) 公募事業応募の審査は、事務局が設置する「有識者会議」による書類選考です。なお、審査期間中に応募内容について追加資料を求める場合があります。
- 2) 有識者会議の委員は、外部有識者等5名以内によるものとし、2.の評価方法に基づき、提出された応募内容について審査します。
- 3) 選考の期間は、令和2年11月12日（木）～11月下旬（予定）です。

2. 評価方法

応募内容の評価及び点数化（採点）評価は、提案ごとにそれぞれ「絶対評価」で行います。各審査委員は4.の評価項目について、5.の評価基準に基づき点数化（採点）します。応募内容の評価点で有識者会議の委員それぞれの採点の合計を当該応募内容の評価点とします。

3. 採択案件の決定及び応募内容等の変更

1) 決定の方法

原則として得点の高い者から順に採択するものとします。
採択件数は公募開始時点の予定件数であり、増減する場合があります。

2) 応募内容等の変更

応募内容等については、各委員の意見を適宜応募者に伝え、改善を依頼することがあります。

4. 評価項目

1) 事業内容に関する評価

①趣旨の整合性、②事業の具体性・適正性・効率性、③事業の質と量の要求水準適合、④経費妥当性

- ・企画提案書に記載された事業の趣旨・目的が、当公募事業の公募要項の目的に沿ったものであること。
- ・公募事業の実施の方法、内容等が具体性・適正性・効率性に優れていること。
- ・企画提案された取組が質的量的に公募事業の要求水準を満たし、視聴者の関心を喚起し、配信による効果が期待できること。

- ・提案にあたり、選択肢の吟味が行われていること（提案する実施手段・手法が他の手段・手法に比べ優位である根拠が示されていること）。
- ・提案内容に対して、妥当な経費が示されていること。

2) 事業の実施体制に関する評価

⑤実施体制、⑥これまでの実績等

- ・事業実施に必要な人員・組織体制が整っていること。
- ・業務管理を適切に遂行できる、または遂行した実施体制を有していること。
- ・事業実務に精通しているとともに、事業を適切に遂行するための技術力及びノウハウを有していること。
- ・事業を効果的に遂行するために必要な実績等を有していること。
- ・財務状況の評価により経営基盤が確立していること。

5. 評価基準

4. 評価項目の「1) 事業内容に関する評価」及び「2) 事業の実施体制に関する評価」に基づく詳細項目を6つ設定し、以下の5段階評価により採点します。

大変優れている＝5点 優れている＝4点 普通＝3点 やや劣っている＝2点 劣っている＝1点
最高評価を30点満点とします。

6. 選定結果の通知

選定終了後、速やかにすべての応募者に選定結果を通知します。また、採択を内定した団体に対して、事業内容等のヒアリングを行うことがあります。

VI. 事業の実施

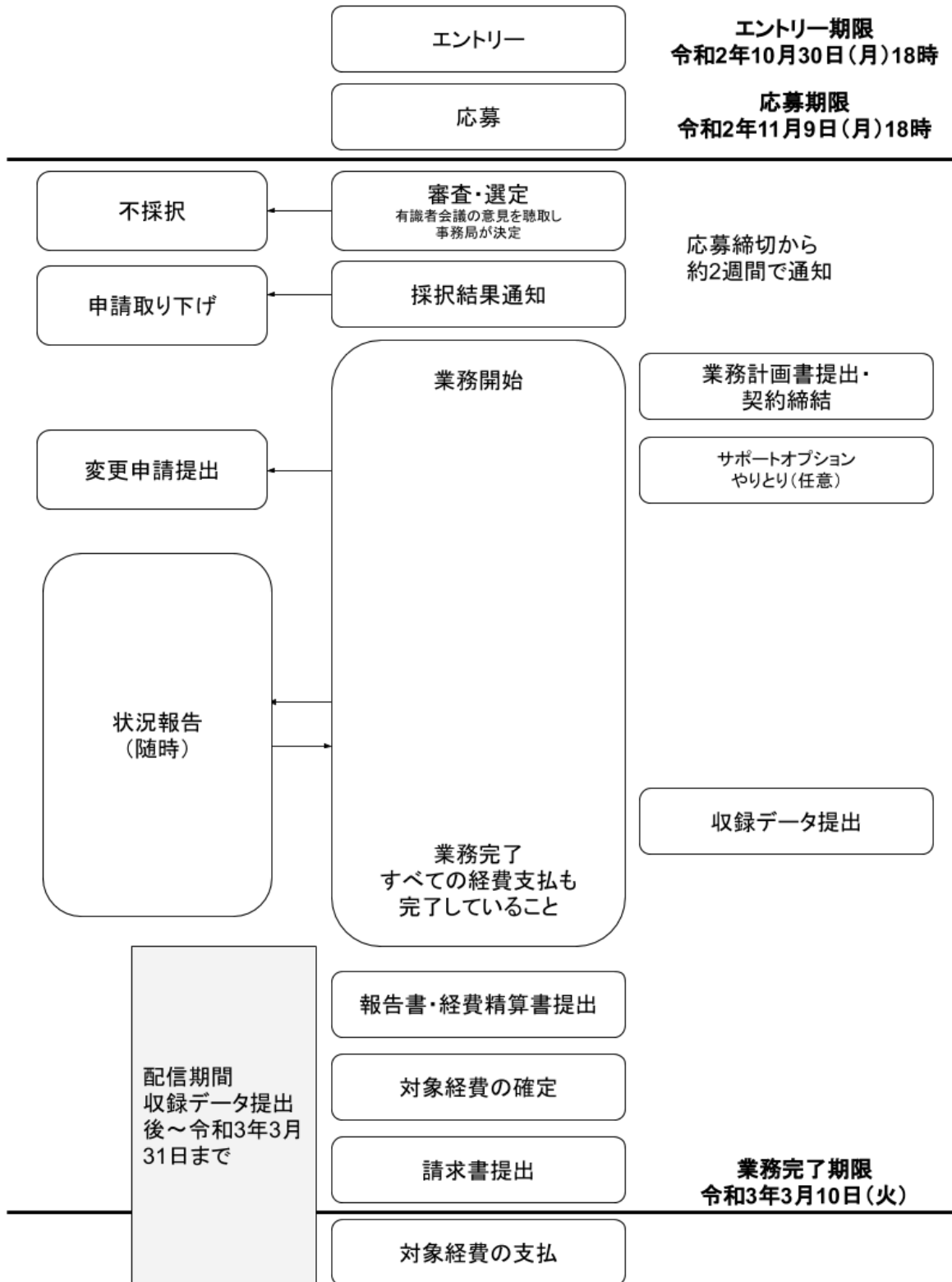
1. 公募から事業完了までのスケジュール（予定）

- | | |
|--------------------|---|
| 1) 公募開始 | 令和2年10月23日（金） |
| 2) エントリー期限 | 令和2年10月30日（金）18時 |
| 3) 応募期限 | 令和2年11月9日（月）18時 |
| 4) 審査・選定 | 令和2年11月12日（木）～11月下旬 |
| 5) 業務計画書提出および契約締結 | 審査結果通知後すみやかに |
| 6) 業務開始 | 令和2年12月1日（火）から |
| 7) 公演実施及び収録データ提出期間 | 令和2年12月～2月末 |
| 8) 配信期間 | 令和3年1月17日（予定）～令和3年3月末
※事業の検証期間は3月10日まで |
| 9) 報告書および経費請求書提出 | 令和3年3月10日まで |
| 10) 支払 | |

契約期間

契約締結日から業務が完了した日、又は令和3年3月31日のいずれか早い日まで

2. エントリーから対象経費の支払いまでの流れ



3. 契約締結に関する取り決め

1) 契約額の決定方法について

採択決定の後、採択者と契約額及び契約の条件等について調整を行います。契約額については企画提案書と参考見積価格等を精査し、経費として認めているもの以外の経費、業務について十分留意するとともに、採択後は迅速に契約締結を進めます。

<留意点>

- a. 契約締結以前に公募事業者（採択者）が要した経費、履行に必要なではない経費、過大に見積もられた経費などは負担しません。したがって契約額は公募事業者（採択者）が提示する参考見積価格とは必ずしも一致しないことがあります。
- b. 契約額及び契約の条件等について双方の合意が得られない場合には採択決定を取り消すことがあります。
- c. 事業実施に当たっては、契約書及び企画提案書等を遵守すること。ただし、企画時の内容は、採択後実施段階で調整することがあります。
- d. 審査終了後ただちに採択者と契約に向けた手続きに入ります。採択後は事業開始までに契約手続を終えられるよう、必要書類の提出等、速やかに対応してください。

Ⅶ. 経費

1. 企画提案書に計上できる経費

本事業で、事務局が支払い対象とする経費は、事業期間内（令和2年12月1日～2月末日）に収録する公演等の実施及び収録に要する経費のうち以下のとおりです。

対象経費	内容
公募事業全体に関わる企画制作費	諸謝金、賃金、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費 など
個別の公演等の実施及び収録に要する経費	作品借料、美術・映像 作品制作費、出演費、音楽費、文芸費、会場費、舞台費、設営費、運搬費、諸謝金、賃金、旅費、借損料、消耗品費、会議費、通信運搬費、記録費、雑役務費、保険料 など
権利処理に係る費用	配信にあたり必要な権利処理にかかる経費

※採択団体から支出される経費のみとし、共催者等が支出する経費は計上できません。

※上記以外の費目が発生する場合は、事前にご相談ください。

以下の経費は、企画提案書に記入できない経費です。

- 国、都道府県、市町村等により別途、同一活動の経費に対して補助金、委託費等が支給されている経費 ※他の補助金や委託費等を活用して事業を実施している場合、本事業と経費の重複がないことを明らかにする必要があります。
- 事務所維持費および経常的な経費（電話代・インターネット通信費・光熱水料等）
- 印紙代
- 日当
- 備品（楽器等を含む）購入費の購入や施設整備等、本事業終了後に財産となるものの購入・整備等にかかる費用
- 交際費・接待費・娯楽費
- 予備費
- レセプション・パーティー、打ち上げに係る経費
- 飲食に係る経費（会議に伴う飲料は可）
- 賞金・副賞・記念品等
- 振込手数料
- キャンセル費用
- 事業の目的と照らして相応しくないもの、本事業と無関係と思われる経費

○その他、公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費

2. 対象経費の留意事項

1) 業務期間前に、すでに収録済みの公演等	<ul style="list-style-type: none"> ・公演実施にかかった経費は対象外。 ・収録した映像の編集、加工、権利処理に係る費用等のうち、業務期間内に発生する費用のみを対象経費とできる。
2) 業務期間前から進行し、すでに経費が発生している企画のうち、業務期間内に本番および収録を実施する公演等	<ul style="list-style-type: none"> ・収録する公演等に必要な費用及び映像の編集、加工、権利処理に係る費用等のうち、業務期間内に発生する費用のみを対象経費とできる。
3) 業務期間内に新たに企画実施し収録する公演等	<ul style="list-style-type: none"> ・公演等に必要な費用及び映像の編集、加工、権利処理に係る費用等を対象経費とできる。

3. 対象経費の精算及び支払いについて

事業完了後に当該契約書に定められた成果物（収録映像）と実施報告書の提出をもって業務完了とし、事務局での検査ののち、対象経費が記載された請求書を提出することで、公募事業者に契約金額を上限として対象経費を迅速に支払うものとしします。

なお、対象経費の精算の根拠となる帳票類は公募事業者において事業終了後 5年間保管し、調査等の必要が生じた場合には応じていただくものとしします。

「文化芸術収益力強化事業」とは

文化庁令和二年度戦略的芸術文化創造推進事業「文化芸術収益力強化事業」は、新型コロナウイルスの感染拡大による収益機会の減少などにより経営環境が厳しさを増している中、文化芸術団体等の事業構造の抜本的改革を促し、活動の持続可能性を高めるため、各分野の特性を活かした新しい収益確保・強化策の実践を通じて、国内の新たな鑑賞者の拡充や海外需要を引き寄せることを目指すものです。

<http://www.bunka.go.jp/qa/itaku.html>